

公益社団法人 日本地下水学会 共催、協賛、後援に関する規程

2020年2月8日 制定

(目的)

第1条 公益社団法人日本地下水学会（以下、「この学会」という）が、部外の機関等の依頼、要請等に係る行事等（以下、「行事等」という）の共催、協賛、後援等（以下「共催等」という）を承諾する場合（この学会の調査・研究委員会等が、その活動の一環として行う場合を除く。）の取扱いについては、原則としてこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における「主催」、「共催」、「協賛」、「後援」の定義は次のとおりとする。

- (1) 主催とは、催しの企画・開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 共催とは、この学会を含む複数の者が催しの企画・開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体がこの学会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛または後援と比べて、その催しへのこの学会の関与度合いが強い場合をいう。
- (3) 協賛とは、第三者が開催の主体となる催しについて、この学会がその趣旨に賛同し、援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴う場合がある。
- (4) 後援とは、第三者が開催の主体となる催しについて、この学会がその趣旨に賛同し、応援することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(承諾の原則)

第3条 共催等を承諾する行事等は、その主催機関、目的、内容が原則として次の各号に掲げるものに該当するものでなければならない。

- (1) 主催機関
学術団体、公益法人等またはこれに準ずる団体であるもの
- (2) 目的
営利または政治目的ではなく、学術・技術等の純然たる公益を目的とするもの
- (3) 内容
会員に対してこの学会が目的とする地下水に関する学術・技術等の調査研究の機会供与に価値のあるものまたは会員の日常の業務活動に有益なもの

(共催等の承諾)

第4条 共催等の承諾は、経費の負担を要するもの等重要なものについては理事会が、その他のものについては総務委員長が、それぞれ決定する。

(資料の請求)

第5条 共催等を承諾した機関からは、プロシーディング等の資料送付を求めることを原則とする。

(附則)

第6条 この規程の制定もしくは改定は、理事会で決定する。

第7条 この規程は、制定もしくは改定のあった日から施行する。